広報日向

昭和53年 9月号

市民憲章

一、会合の時間を正しく守りましょう
一、公共の物をたいせつにしましょう
一、教養を高めひろく人材を育てましょう
一、積極進取の意気をもって働きましょう

日本のふるさと宮崎国体

明日への息吹

潜水にかける

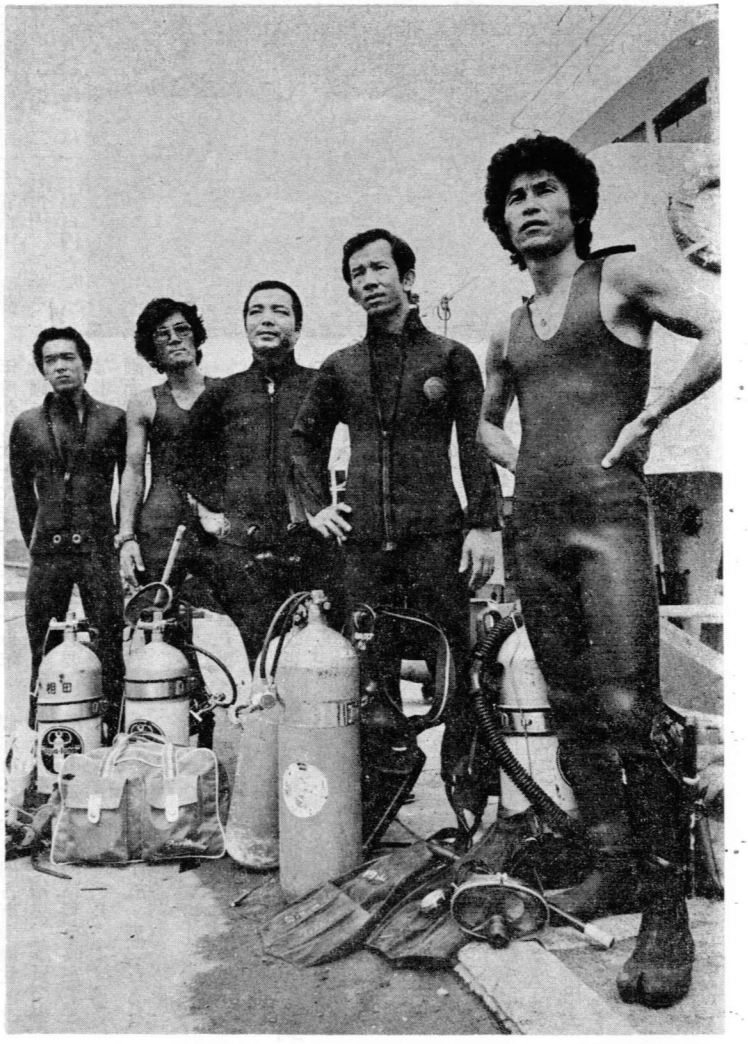

黒潮の流れる日向灘……サーフインや海水浴場、また好釣場が多いだけに水難事故もあとを絶たない。ことしの夏も市内の子ども二人を含めて四人の尊い命が海に消えた。

こんな水難事故のときに、わが身の危険もかえりみず救助にあたるのが〝日向潜水クラブ・アクアラング隊〟の仲間たち。

昭和四十五年に発足したこのクラブもいま会員数十二人。毎年少なくとも二～三回は水難救助に出動しているという。

彼らはウェットスーツに身をかため、空気ボンベなど十五キロ前後の装備で水中に潜る。もちろん、だれもが潜水できるものではなく「潜水士」というきびしい国家試験を経ての資格が必要だ。

リーダーの内山登志雄さんは「これから後継者づくりです。マンツーマンで徹底した指導もします」と熱っぽく話す。

海に面した私たちのまちには、まことにたのもしい黒いスーツの潜水士たちである。

人口

（9月1日現在）

男	27,025人	41人増
女	29,798人	76人増
計	56,823人	117人増
世帯数	16,563	25増

ひまわり

明治時代の日本人の平均寿命は男四十二・八歳、女四十四・三歳でした。それから約百年、男は七十二・六歳、女七十七・九歳と、世界の長寿国のトップクラスへ躍り出たのです。現在、六十五歳以上のお年寄りは九百七十九万人います。そして、二十二年後の昭和七十五年には千九百万人をこえると推定されています。つまり「老人問題」は私たち自身の問題なのです。私たち一人一人が豊かな老後を過ごすためにはどうしたらよいか。世代をこえた連帯と話し合いの輪を広げる必要があるといえましょう。

No. 281
昭和53年9月21日
発行所 日向市役所
編集 総務課 秘書広報係

……とじて保存しましょう……

二条例を新設

東郷霊苑は十月完成

補正額は三億円

9月定例議会

昭和五十三年第七回の日向市議会（九月定例会）は、八月二十八日招集され、十八日間の会期で九月十四日まで行われました。

この議会には、会期中の追加議案などを含めて二十三件が、市長から提出されましたが、二十三件はすべて原案のとおり承認可決されました。

提出された議案二十三件の内容をみますと、人事案件が三件、条例の新設が二件、改正するもの五件、補正予算案八件、工事請負契約の締結四件、決算の認定一件ですが、以下そのおもなものについてご紹介します。

まず、新しく設置された条例は▽日向地区斎場東郷霊苑条例＝日向市が隣接町村の協力を得て、こんど三月から東郷町大字城ケ尾に建設をすすめている「日向地区東郷霊苑」が十月中に完成。十一月一日から使用可能になるため、その運営について必要な事項を条例化したものです。

この斎場には、火葬炉四基、汚物炉一基が設置されるほか、待合室、給湯設備なども完備され、無煙無臭で近代的な中にも、人生終えんの場にふさわしい尊厳を保った火葬場となります。

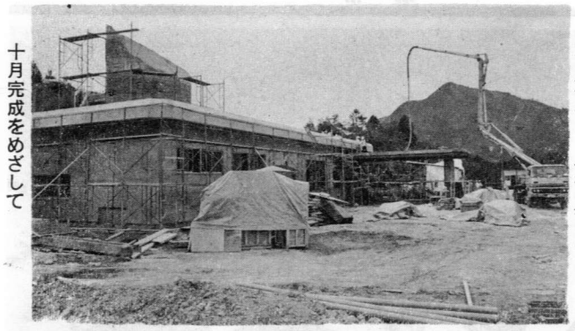
十月完成をめざして

なお、斎場使用料（一体）は十三歳以上が三千円、十三歳未満が二千円、死胎児一千五百円、改葬遺体（一棺）二千五百円、汚物その他（一件）は一千五百円となっています。また、安置室の使用は、一夜につき二千円となりました。

▽日向延岡新産業都市計画事業亀崎土地区画整理事業施行条例＝今年度から六十二年度までの十カ年計画で行われる「亀崎土地区画整理事業」の施行にあたって、必要な事項を定めるものです。事業計画面積は六十七・九㌶、総事業費四十二億二千万円で実施されることになっています。

つぎに、条例の一部を改正するもので、おもなものを説明します。

▽日向市営住宅条例の一部を改正する条例＝昭和二十八年度から四十八年度までに建設された市営住宅五百七十六戸分について、今日の経済事情にみあった使用料に改定するもので、上げ幅は法律の規定にそって、物価変動、建築年次などを考慮して、算出されています。額としては最高一千六百円、最低八百円、率では平均二十八・四㌫となっています。その他は条文の一部改正を行ったものです。

▽日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例＝これは、日頃から市民の生命、財産などの保護に努めている消防団員のかたたちに対する「公務災害補償制度」と消防団員をやめるときに支給する「報償制度」について、国の関係法令の一部改正がありましたので、それに応じて基準額などの改正を行うものです。

▽日向市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改定する条例＝日向市特別職報酬等審議会から九月五日答申が行われ、その意思を尊重して、市の財政事情、一般職員の給与、全国類似都市および県内各市の現状と改定状況を検討した結果、議員の報酬、市三役などの給料を改定することになったものです。なお、平均引き上げ率は十五・五二㌫となっています。

人事案件

戸田・河野・橋口の三氏を選任

つぎに、人事案件三件について説明しましょう。

日向市教育委員、公平委員、固定資産評価審査委員のうち、三名のかたが任期満了となるため議会の同意を得て、任命や選任を行うものです。

このうち、教育委員には戸田十郎氏（62歳）が新しく任命されました。戸田氏は平岩笹野西の出身で、昭和二十一年から二十五年まで岩脇村役場職員として、また二十五年から四十八年まで県庁職員として（福祉事務所長など歴任）務められ、現在、特別養護老人ホーム五十鈴荘（門川町）の園長をされています。また、公平委員には河野忠一氏（62歳＝細島清正）、固定資産評価審査委員には橋口繁氏（58歳＝美々津町宮の下）がそれぞれ再選されました。

つぎに、工事請負契約の締結についてですが、これはことし四月に開校した日知屋東小学校校舎の増築事業工事の建築主体工事、来年四月開校予定の財光寺第二小学校（仮称）校舎の新増築事業の一工区建築主体工事（延面積一千七百五平方㍍）、二工区建築主体工事（延面積一千三百六十二平方㍍）や塩田住宅建設事業の第二種（二工区）建築主体工事（鉄筋コンクリート四階建て、延面積一千五百十六平方㍍）に伴う工事請負契約の締結です。

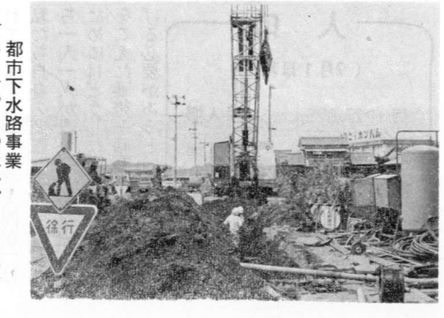
都市下水路事業

特別会計補正額は一億円

水道の決算も認定

つぎに昭和五十三年度日向市一般会計補正予算について説明します。今回の補正額は三億二百三十一万五千円。このうちおもなものは、住民情報システム委託料五百五十万円、急傾斜地崩壊防止事業（細島八坂）に負担金として二百五万円、日向地区斎場東郷霊苑の建設や管理費に四千二百四十万九千円、秋留地区ほ場整備事業に四千五百四十五万円、県単農道整備事業（余瀬、日の平、北の内など五カ所の整備や舗装）に一千八百六十一万円、赤岩中野線改良事業七百九十万円、曽根土地区画整理事業に一千五百万円、また今年度から事業が行われる亀崎土地区画整理事業に一千七百九十九万九千円、同じく比良土地区画整理事業に二千八百五万八千円、都市下水路事業に一千五百万円となっています。また、日知屋東小学校増築事業四千二百五十四万円、日知屋小学校改築事業に五百五十二万五千円、美々津運動広場整備事業に三百万円、市内の各小中学校整備事業に一千五百三十万円などとなっています。

農道整備も着々と

特別会計の補正は、公営住宅新築資金等貸付事業、東部第二土地区画整理事業、曽根土地区画整理事業、下水道事業、国民健康保険事業の六会計で、その補正合計額は一億八百十一万七千円となりました。

最後に、水道事業（企業会計）の五十二年度決算について報告をします。収益的収入の決算額は三億二千七百四十六万二千五百十一円、収益的支出は三億六百六十四万九千五百六十一円で、差し引き二千八十一万二千九百五十円の黒字となりました。また、資本的収入の決算額は一億七千六百八十一万八千円、資本的支出は二億三千百四十二万九千七百三十八円で、その不足額五千四百六十一万一千七百三十八円は、過年度損益勘定留保資金八百四十六万八千六百七十八円と当年度損益勘定留保資金四千六百十四万三千六十円で補てんしました。

下水溝を重点に

秋の清掃運動

市は、衛生害虫などを完全に退治して伝染病の発生を防ぎ、住みよい環境で生活できるようにとし二回目の清掃運動を行うことにしました。

この運動期間は、害虫の駆除、下水溝の清掃などをすることにしていますが、住みよい生活環境をつくるために、市民のみなさんの積極的な参加をおねがいします。

▽期間＝十月一日から十月三十一日まで

▽薬剤配布＝申し込みに応じ、衛生掃課で配布します。

▽薬剤量＝一世帯あたり、ゾール剤九十CC（約五勺）またはゾール剤と同等価格相当量の油剤もしくは粉剤

▽使用方法＝晴天の日を選び室内外の掃除をして、床下やたたみの裏、便所、下水溝、炊事場、たい肥舎、水たまりなどの不潔なところに薬剤を散布しましょう。

㋑薬剤を使用する場合は、人畜には有害ですから「使用上の注意」をよく読んで、事故のないようにしてください。

㋺駆除は、区・班ごとにいっせいに実施するようにします。また、薬剤は各家庭に配布しないで、区長さんが責任をもって保管してください。なお、残った薬剤は衛生清掃課へ返していただきます。

それぞれの区や班で、下水溝清掃を計画されているところは、下水溝清掃申込書に記入の上、衛生清掃課へ提出してください。

秋の清掃運動実施については、衛生清掃課（☎②二一一一内線五二五）へおたずねください。

五月の春の清掃運動

お気軽に相談を

私たちの老後の暮らしをささえる「国民年金制度」が昭和三十六年に発足してことしで十八年。この三月で全国の加入者は二千七百二十万人を数え、老齢給付金の受給者も四百十五万人になっています。でも「国民皆年金」といわれながらも、まだ加入していないかたがいます。十月は「国民年金制度普及推進月間」です。そこで広く市民のみなさんに制度を理解してもらい、だれでもが加入できるように「年金街頭相談」をつぎの要領で行います。

▽日時＝十月二十三日から二十五日までの三日間、午前十時から午後三時まで

▽場所＝ユニード日向店前（都町）

なお、この相談には県保険課・国民年金課、延岡社会保険事務所、市国民年金係の職員がそれぞれ応じることになっています。

新たな観光施設
簡保センター
九月末に着工

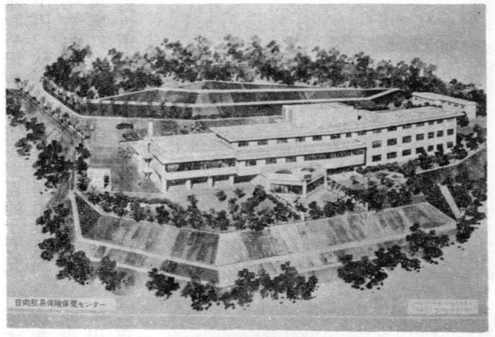
簡保センター完成予想図

郵政省の外郭団体である簡易保険事業団が、市内櫛の山の西斜面に建設する休養・宿泊施設の仮称日向簡易保険保養センター（略称簡保センター）は、八月下旬に工事入札が行われ今月二十六日に着工されることになりました。

簡保センターは、保険加入者をはじめ、一般の人たちの福祉増進を目的に全国各地に建設されているものです。九州では、福岡県をのぞいて各県それぞれ施設になっており、宮崎県では日南市に建設されています。

しかし、県北地区の人が利用するのには、日南の施設も、大分県の施設もかなり遠くて不便ということから、市では「日向市にぜひ簡保センターを――」と、これまで積極的に誘致運動をすすめ、こんどの起工式に至ったものです。

簡保センターの建設計画によりますと、櫛の山の中腹の敷地一万四千二百八十六平方㍍に、鉄筋コンクリート三階建て、延べ三千八百七十三平方㍍（本館三千五百六十七平方㍍、付属建物三百五・四平方㍍）の施設を建設。施設の内容は、客室二十六室、大広間、会議研修室、大浴場、娯楽室などとなっています。

宿泊客の収容力は百人、建設費は六億八千四百五十万円で、来年の宮崎国体にまにあうように、八月末に完成の予定です。

同センターからの景色は、塩見川ごしに見える市街地、白砂青松のお倉ケ浜海岸などすばらしいものがあります。また、近くには市民公園などの整備もすすめられており、「日向ハイツ」につぐ観光宿泊施設として、大きな期待が寄せられています。

秋の交通安全運動
12月から道交法改正

楽しかった夏休みも終って子どもたちは新学期。これまでの開放的な毎日から生活のリズムが変わり、注意力が散漫になって、交通事故に結びつきやくなります。また、お年寄りも外出の機会がふえ、交通事故にあいやすい時期です。

そこで、ことしも九月二十一日から十日間、全国いっせいに「秋の交通安全運動」が展開されます。ことしのテーマは「歩行者および自転車利用者、とくに子どもと老人の交通事故防止」「安全運転管理の充実と安全運転の促進」の二点です。

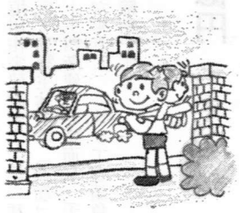
「右よし左よし右よし」

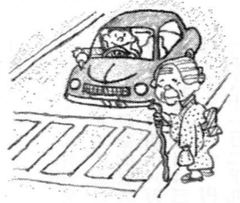
交通ルールは ちゃんと守って

ブレーキはだいじょうぶ 反射材もつけてある

シートベルトは命綱

子どもの遊びは みんなで注意

運転者も歩行者も交通ルールを正しく守り、事故を起こさないよう心がけましょう。

また、ことし十二月一日から「道路交通法」の一部が改正され、運転者の義務および遵守事項の強化や、安全運転管理の強化、運転免許制度と行政処分の強化、自転車の交通方法の特例（新設）などがあげられています。そこで、日向地区交通安全協会日向支部は、九月二十一日から各地区を巡回して法改正に伴う〝法令講習会〟を開催します。運転者のかたは、もれなく受講されますようお願いします。なお、日程については支部役員を通じて配布の予定です。

倒産の発生防止に
共済制度

中小企業のみなさん「中小企業倒産防止共済制度」をご存じですか。

取引先企業が倒産し、その影響を受けて自らも倒産のやむなきにいたる――こうした事態の発生を防ごうというのが、この制度のねらいです。

この制度に加入後六カ月が過ぎて、売掛金債権などの回収が不可能になった場合、毎月積み立てた掛金額の十倍の範囲内で、一定の共済金（被害相当額）を無担保、無利子で貸し付けようというものです。

加入資格は、一年以上事業を継続していて、一定の要件を備えている中小企業のかたならどなたでもけっこうです。

毎月の掛金は五千円、一万円、一万五千円、二万円の四種類で、昭和五十四年三月末日までに加入したかたについては、百二十万円まで一括前納がみとめられ、加入三カ月経過後（受取手形を一般の金融機関で割り引きを受けて、買戻し請求を受け、これに応じた場合）には、貸付けが可能となります。掛金は、税法上損金または必要経費として扱われる特典もあります。

くわしいことについては商工会議所、商工水産課へおたずねください。

入居者を募集します

市建設課は市営住宅（第一種、第二種）の入居者をつぎのとおり募集します。

これは、現在入居中のかたが住宅をあけ渡したとき、入居希望者のうちから選考委員会で調査し、入居順位を決定するものです。

▽募集期間＝十月十六日から三十一日まで
▽入居資格
・市内に居住または勤務し、現に住宅に困っている人
・同居または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること
・収入基準は、第一種が月額四万七千円をこえ八万一千円以下、第二種が月額四万七千円以下であること。なお、収入基準は過去一年間の収入から扶養親族に一人について、二十四万円を引いた額を12で割った額となります。
▽添付書類
・過去一年間の就業先の給与所得証明書と住民票謄本
・前年度の源泉徴収票または市税務課が発行する所得証明書
▽申し込み先＝建設課管理係
市営住宅については、建設課管理係（㊇②二一一一内線三三五）へおたずねください。

緑の輪を大きく

最近の急激な都市化現象に伴って、都市の緑とオープンスペースはいちじるしく減少し、都市環境の悪化をもたらしています。

こういう状況に対応するためには、公園の整備や、まちの緑化推進に積極的に取り組む必要があります。市は、こうしたことから市民のみなさんに、都市緑化の必要性を深く認識していただき、みんなの協力で緑の多い明るく住みよい、健康的なまちづくりをめざしています。

十月は「都市緑化月間」。この機会に、緑のたいせつさ、緑の役割について考えてみたいものです。また、市は都市緑化、都市美化ということから、つぎのような行事を計画しています。

①樹木の無料配布
②街路樹のせんてい
③自然愛護ポスターの展示
④河川清掃
⑤セイタカアワダチソウ撲滅作戦

市民みんなで、家庭から、職場から、学校から樹木を植え、緑の輪を大きく広げましょう。

同和問題を考えましょう④
――差別をなくすために――

――最近のことです。N高校の三年生であったAさんは、クラスメートといっしょに、ある大手企業の就職試験を受けました。

Aさんは、N高校の先生たちからも友だちからも、成績もよく人物もたいへんよいという評価を受けていました。だから、合格はまちがいないだろうと言われていました。ところが、発表があってみると、Aさんは不採用になっていたのです。それでもAさんは、何度も別の会社の就職試験を受けました。しかし、どの会社からも不採用の通知を受けとったのです。Aさんは被差別部落の出身でした。

――その年の七月、B子さんはS氏と正式に結婚式を挙げました。ところがその後、嫁ぎ先の家で、T興信所を通じてB子さんのほうの身元調査を行ったところ、B子さんが被差別部落出身であることがわかりました。それ以後、S氏の家族の、B子さんに対する苛酷なまでの差別待遇が行われるようになりました。B子さんはついにたえきれず嫁ぎ先の新居浜市で、涙で綴った遺書を残して自殺しました。

このような差別事件は、全国いたるところで、いまもあとを断ちません。それどころか、ごく最近では〝地名総鑑〟という、全国の被差別部落の地名を調べた本を作り、いろいろな企業に対し、職員採用時の参考資料用にといって売りつける者さえ現われました。つまり、部落差別を、商売にする者がでてきたわけです。この事ことは、それが金もうけの手段にじゅうぶんなり得ることを物語っています。いかえると「もう差別は存在しない」と言われながら、むしろ逆にそれが根づよく人びとの間に存在していることを、知ることができます。（同和問題についてのご意見、ご質問は社会教育課までお寄せください。）

ふ化した子ガメ

「きっと帰って来いよー」砂の上を一生けんめいかけていく子ガメ。これは、最近市内金ケ浜の砂浜でふ化したアカウミガメの赤ちゃん。産卵を確認した市環境保全課の職員たちが、約2カ月観察しながら保護してきたものです。小雨の中そして寄せては返す白い波にもまれながら、子ガメは母親や仲間たちのいる青い海に向かって巣立っていきました。

炎天下の操法大会

日向市消防操法大会は8月20日の炎天下、市内の消防団（8分団、38部）から約400人が参加して、白浜理立て地で行われました。この日は、ポンプ車の部と小型ポンプの部に分かれて、日ごろの訓練ぶりが競われましたが、ポンプ車の部では第6部（曽根・堀一方）、小型ポンプの部では第2部（本谷）がそれぞれ優勝しました。

まちの話題

西

奉仕で塗り替え

日向地区塗装事業協同組合（中川実二郎理事長・16社）は、8月22日午前8時から、市内本町の日向郵便局通りの歩道フエンス塗り替え奉仕作業を行いました。同組合は、業界の繁栄のための再編成、事業計画の中に社会奉仕を組み入れたもの。当日は約30人が参加し、材料も労力も組合が提供しての作業で、明るい水色に塗られたフエンスもひときわ目だちすっかりきれいになりました。

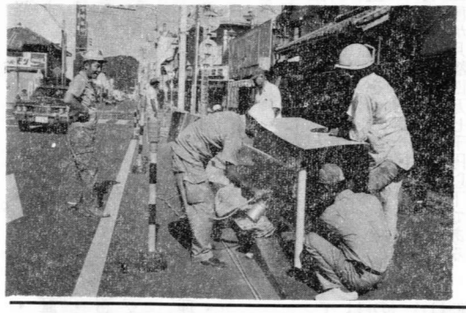

東

牧水号が優勝

自然の美しさの中で、水のたいせつさを知り、川下りを楽しもう――と第2回耳川下り（耳川下り愛好会主催）が8月27日行われました。東郷町山陰の河原から幸脇飯谷まで15㌔のコースに16チームが参加。青竹、ドラムカン、ベニヤ板などを使ったユニークないかだが勢ぞろい。午前9時25分、速度の遅いと思われるものからスタート、悪戦苦闘の末、ボーイスカウト牧水号が優勝しました。

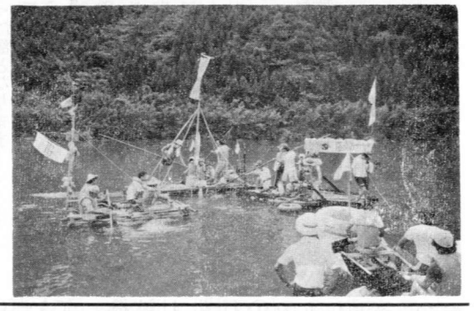

南

〃10歳の体力差〃
運動する人　しない人

文部省が行った「体力運動能力調査」というのがあります。これは、週に3～4回以上継続して運動を行っている人と、ほとんど運動をしない人との運動能力を調査したものです。

この中で二十五歳から二十九歳までの人をみますと、男女とも「走る」能力についてはあまり差が出ていません。しかし、筋肉の強さを表す「走り幅とび」の能力については、男では約六十㌢、女では約三十五㌢も開きがあります。

おなじ調査の中で、四十歳以上の人を比較すると差はさらにひろがり、運動をしている人としていない人との間には、男の場合でおよそ十歳ほどの体力差が出ています。

五十歳～五十四歳の年齢層で運動をしている人の体力は、四十歳～四十四歳で運動していない人とほぼ同じです。しかも千五百㍍急歩（持久力をみるテスト）では、約二十秒もまさっています。

また、同年齢層間での比較では、運動をしている人の体力を一〇〇とすると、していない人の体力は、ほぼその八十～八十五㌫くらいしかないことがわかります。

＝食欲の秋＝
さつま芋はいかが

秋がしだいに深まってくると、食欲も出てきます。これには、食欲の中枢神経が温度によって影響を受けるためという説もありますが、実際のところはよくわかっていません。いずれにしても、カロリー源になる食物が欲しくなるのは事実です。

そんな食欲の秋を迎えて、みなさんにお勧めしたい食べ物、それはさつま芋（かんしょ）です。

最近は、太り過ぎを気にする人が増え、さほど人気はありませんが、体のためには、いろいろな利点があるのです。

まず、さつまいもの成分は、なんといってもデンプンが主ですが、繊維や甘味としてのショ糖、ブドウ糖を多く含んでいます。

さつま芋――とくれば〝ガス発生〟と間髪を入れず連想するほど、とくに淑女には敬遠されるようですが、その〝効能〟はというと、女性に多い便秘の脳みを解消してくれる、つまり便通をよくしてくれるのですから、遠ざけてばかりもいられません。

ところで、このガス――正確には腸ガス――の〝発生源〟は、さつまいもの繊維質です。

さて、その繊維質が、最近スポットライトを浴びているのです。それは、食品中の繊維が腸内で有効な働きをすることが、認められてきたからです。すなわち、糖尿病や動脈硬化症の予防・治療に効果的なことが確かめられたのです。このことからも、健康保持のために、繊維質の多い芋類や野菜類の摂取が勧められるわけです。

さつま芋は、このほかにビタミンC、B₁も多く含んでいます。

食欲の秋の間食に、さつま芋はいかがですか。

目立つ子どもの体力低下

最近の子どもは「体格の割りに体力の低下が目立つ」とよくいわれます。

たとえば、ジャングルジムからとびおりただけで足首を折ったり畳の上で後ろへ手をついたら鎖骨が折れたなど、ちょっと考えられないような事故が起こっています。これは、体力がじゅうぶんでなくとくに背筋力が低下していてすぐ転んだり、とっさの身のこなしができなくなっていることを示しています。

親も子どもも体力低下――考えてみると、恐ろしいことです。

明るい選挙
白ばらクイズ（21）

〔問題〕

政治団体とは、政〇上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反〇することを本来の目〇とする団体をいう。

▽右の〇にはどんな文字があてはまりますか？　答えをはがきに書いて、本町十番五号市選挙管理委員会あて十月十日までにお出しください。正解者多数のときは、抽選で三人のかたに記念品をさしあげます。なお、はがきには住所、氏名、年齢、電話があれば電話番号をはっきり記入してください。

先月号は「選」「目」「行」が正解で応募二十三通、正解二十二通でしたのでつぎのかたに記念品をさしあげます。（敬称略）

①黒木千尋（本町一―十一）11歳
②斉藤英子（公園通り）26歳
③日高直子（原町二丁目）39歳

シリーズ　きんきんね　(9)

国民年金加入者が、途中であるいは高年齢になって死亡した場合は、のこされた遺族のかたに対して年金などが支給されます。

厚生年金の場合は「遺族年金」のみですが、国民年金の場合には「母子年金」「準母子年金」「寡婦年金」「遺児年金」「死亡一時金」の五種類があります。今回は、これらの年金について説明しましょう。

母子年金

死亡した夫に扶養されていた妻が、十八歳未満の子どもあるいは、二十歳未満の障害のある子どもと生活している場合に、支給されます。この場合、夫が国民年金に加入していたかどうかは関係ありませんが、妻が国民年金を一定期間納めていることが条件です。

〔おもな保険料の納付条件〕

- 死亡した日の直前の一年間は、すべて保険料を納めていること。
- 老齢年金を受けるに必要な加入期間を満たしていること。

また、夫が死亡した当時の胎児が生まれたときは、その当時夫によって生計をささえられていたものとみなし、母子年金に該当します。

〔母子年金の失権〕

おもに妻の死亡、婚姻または子どもが十八歳（障害の子どもは二十歳）に達するか死亡したとき、妻と生計を同じくしなくなったときは、母子年金は受けられません。

夫が死亡したことが原因で、公的年金の給付を受けることができるときは、母子年金の額の三分の一が支給停止になります。

準母子年金

準母子年金は、死亡した夫、息子、父または祖父により扶養されていた祖母、または姉が、十八歳（障害の子どもは二十歳）未満の孫または弟妹といっしょに、母子家庭と同様な状態になったときに支給されます。この場合の祖母、または姉の国民年金の納付条件は母子年金と同じです。

寡婦年金

老齢年金を受ける条件を満たしていた夫が死亡したときに、十年以上婚姻関係があり夫に扶養されていた妻に対して、六十歳から六十五歳までの間支給されます。寡婦年金の額は、夫が死亡した日の前月までの期間について、老齢年金の年金額の計算方法で算出した額の二分の一です。

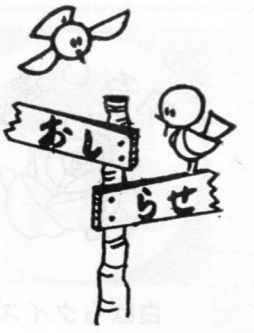

面接相談を行います

県教育委員会は、幼児期における家庭教育上のきめ細かな相談に応ずるため、県内各地に専門の相談委員を派遣し、つぎのような巡回面接相談を行います。

▽日時と会場＝十月二日（月）午前九時三十分から午後三時、青少年体育センター

▽参加できるかた＝三歳児を第一子にもつ親（家族）で、相談を希望する人

▽相談・指導の方法

・全体相談、グループ相談、個別相談の三つの方法で行います。

新設校の校名募集

市教育委員会は、五十四年四月財光寺大原地区に新しく開校することになっている小学校の「校名」をつぎのとおり募集します。市民のみなさんの多数のご応募をお待ちしています。

▽公募の範囲＝市内に居住している人であればどなたでもかまいません。

▽応募締め切り＝十月二十一日

▽応募方法＝郵便はがきに「校名応募」と書き、「○○○小学校」と記入してください。（はがき一枚に一校名）

▽応募先＝本町十番五号、日向市教育委員会学校教育課

▽選考・決定＝校名の選考・決定は教育委員会が行います。

▽校名採用の中から抽選で一人に記念品を贈ります。

8ミリ映画コンテスト

市、市教育委員会は市内の8ミリ映画愛好者に、作品発表の機会を提供し、その作品を多くの人びとに鑑賞してもらうことにより、8ミリ技術の向上と、視聴覚教育の推進をはかるため「日向市8ミリ映画コンテスト」をつぎの要領で行います。

▽応募作品（種類）について

・作品は個人または団体の制作した。由作品で、二十分以内に編集したものに限ります。

・カラー、白黒、サイレント、トーキーいずれでもかまいません。

・作品にはタイトルをつけ、作品の題名、映写時間、制作者名、住所、年齢、電話、職業をフィルムケースに書いて応募すること。

▽応募資格＝市内に居住または勤務しているかた（年齢不問）

▽応募先　本町十一番十一号、教育委員会社会教育課（図書館二階）

▽締め切り日＝十月三十一日

▽審査発表映写会＝十一月十日

十月に婦人検診

市は、県対ガン協会の協力を得て、十月十七日～二十日（四日間）に婦人検診を行います。申し込み方法などは、各区長公民館長を通じおしらせします。なお、日時や場所は申し込みをされたかたに直接通知します。

郵便局で進学資金を

子どもの成長って本当に早いですネ。まだ、子どもだ子どもだと思っていると、もうすぐ高校生、大学生です。

ところで、お宅の子どもさんの進学資金の準備はいかがですか。郵便局では「進学積立郵便貯金」の取り扱いをはじめることになりました。月々一万円から四万円、一年から三年積み立てられますと高校や大学などの入学のときに、積立額と同額（最高五十四万円）までの進学資金が借りられます。積立てプラス貸付けで、最高百八万円の進学資金が準備できます。

（日向郵便局）

あたたかいご寄付

日向市社会福祉協議会

つぎのかたがたから社会福祉事業寄付金が寄せられました。ありがとうございました。（敬称略）

▽今泉昭典（原町）、▽黒木イマ子（庄手）、▽金子花子（江良）▽日野隆一（楠の山）、▽黒木明（曽根）、▽石川ノブ子（東草場）▽西依浩往（堀一方）、▽甲斐秀子（比良）、▽岩木みよ子（東草場）、▽日本カーフェリーえびの機関部一同、▽木村暢宏（高砂町）▽海埜キクエ（落鹿）、▽上原猛（江良）、▽黒木安夫（秋留）、▽松永得一（高見橋通り）、▽東敏雄（美々津新町）、▽海野ハツ子（細島）、▽日高マツエ（梶木）

以上8月分でした。

休日在宅医

＝十月中＝

10月1日

・渡辺病院（☎⑦一〇一一）

・白石病院（☎門川③一三六五）

・黒木病院（☎②六〇五五）

10月8日

・篠原医院（☎門川③一〇五九）

・山中医院（☎②二二六六）

・此元医院（☎②五四八八）

10月10日［体育の日］

・松岡医院（☎②五四〇七）

・沼田医院（☎②三七八五）

・三ケ尻医院（☎②五五五七）

10月15日

・浦上医院（☎②二九三六）

・山口医院（☎②二二〇三）

・鮫島病院（☎④四〇四三）

10月22日

・寺尾医院（☎門川③一四四七）

・佐藤医院（☎②三三二四）

・児玉医院（☎②二五三〇）

10月29日

・和田病院（☎②二〇四五）

・滝井医院（☎②二四〇九）

・大平医院（☎②三三二七）

係から

「親しみやすい広報紙」をめざして、毎号努力していますが、なかなか思うようにいきません。こういうことが知りたい――、こんな記事を掲載してほしい――など、広報紙についてのご意見、ご希望を広報係までお寄せください。

また、みなさんのまわりでめずらしいこと、各地区の催しなどありましたら、ご連絡いただくと幸いです。